



発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…二

○港湾施設の臨時休場……………（港湾局港湾経営部経営課）…四

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………四

告示（公）

○警察署協議会委員の委嘱……………四

公告

○都市計画事業の事業計画の変更……………四

……………（建設局公園緑地部計画課）…四

告示

●東京都告示第六百四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七

十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

（一） 商号 株式会社野和

（二） 代表者氏名 代表清算人 陸 野

（三） 主たる事務 豊島区西池袋一丁目二十九番五号山の
所の所在地 手ビル五階D室

（四） 免許証番号 東京都知事(1)第一〇七一五一号

（五） 免許年月日 令和三年十二月三日

二 処分年月日 令和六年五月十六日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号
及び第七号

●東京都告示第六百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百十号によ

り指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項
において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと

おり告示する。

令和六年五月二十四日

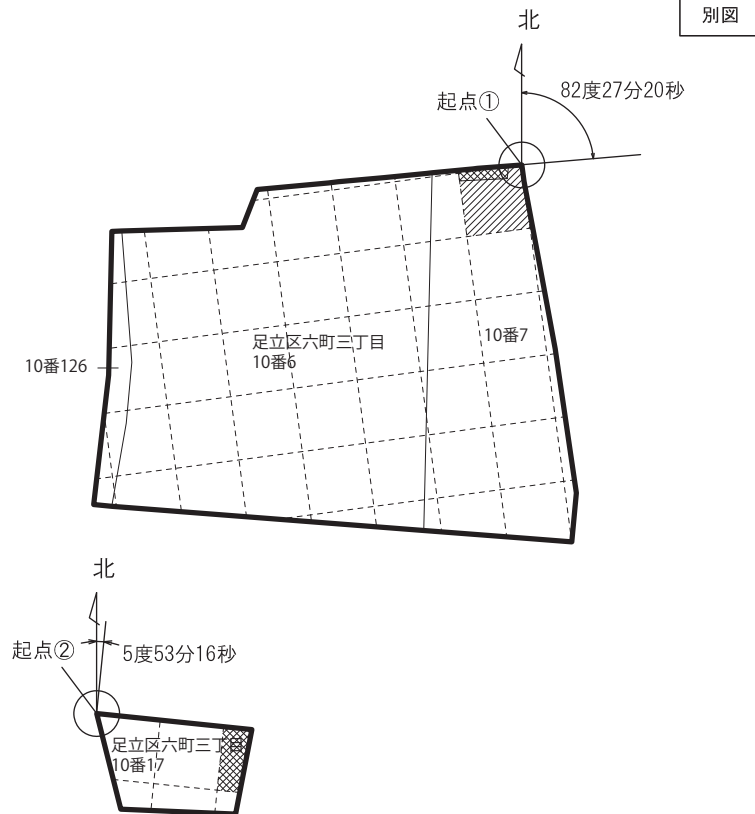
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町三丁
目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及
びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第910号
により指定した区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

【起点】

- | | |
|---|----------------------------|
| ① | 起点①は、足立区六町三丁目10番7の最北端とする。 |
| ② | 起点②は、足立区六町三丁目10番17の最北端とする。 |

【格子の回転角度】

- | | |
|---|-----------|
| ① | 82度27分20秒 |
| ② | 5度53分16秒 |

※格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

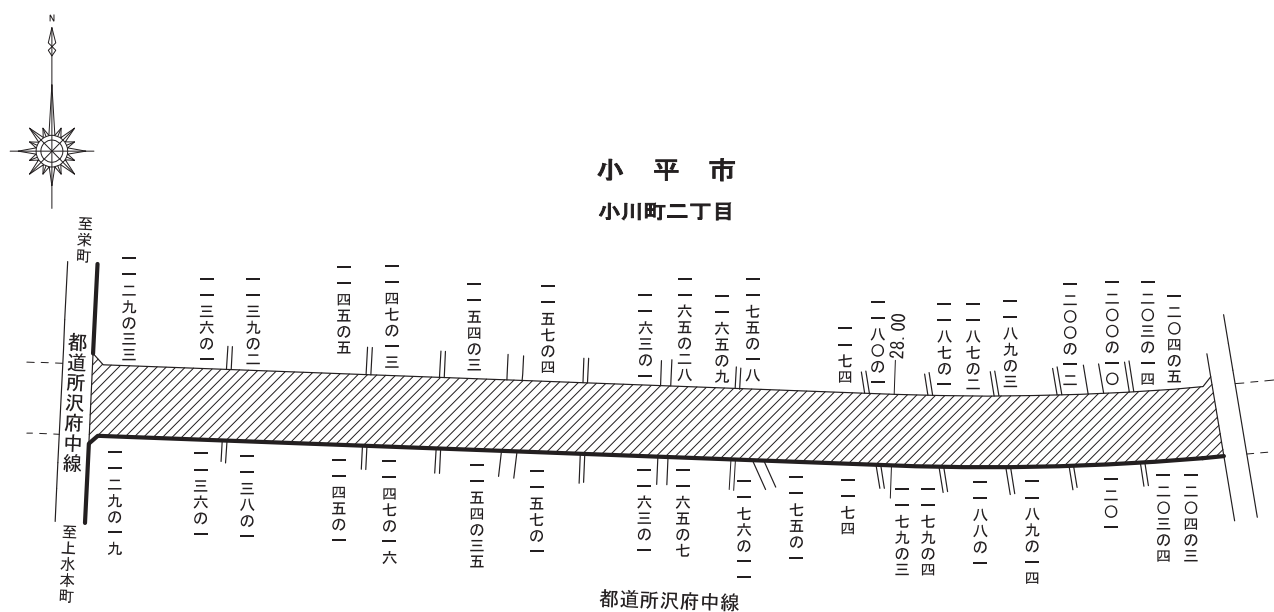
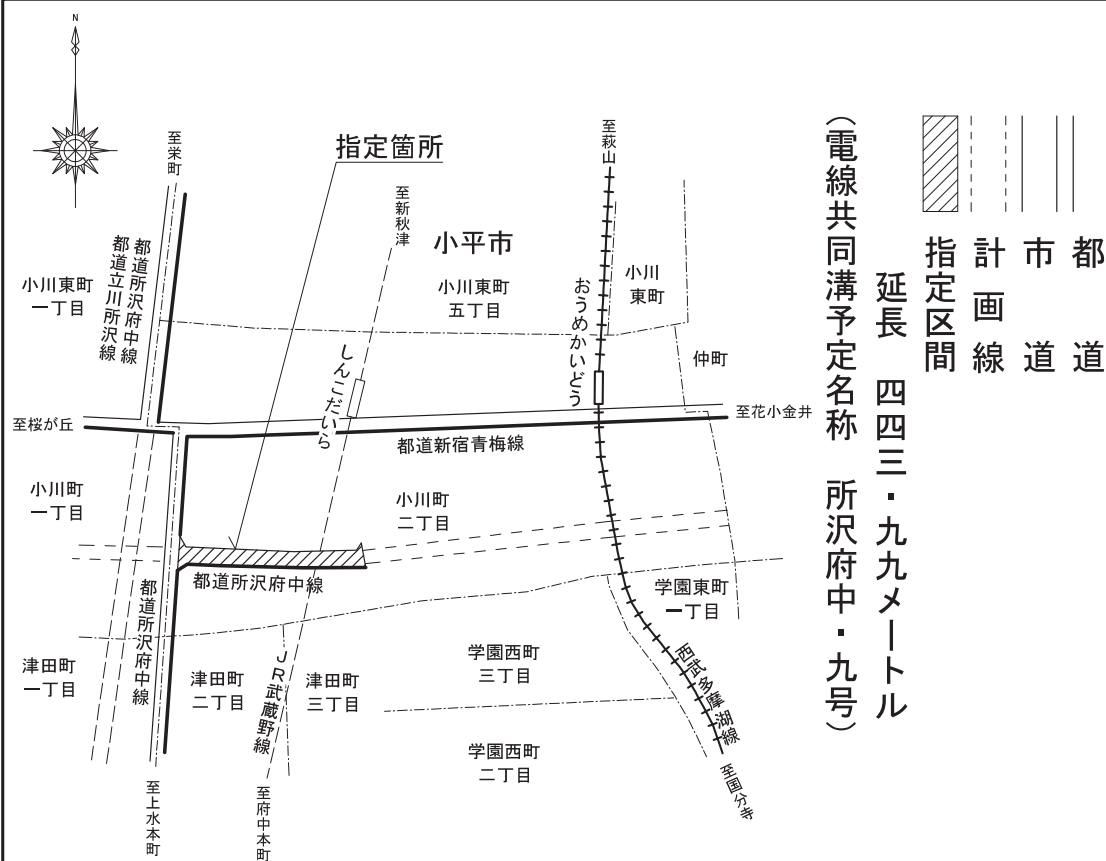
一 路線名 都道所沢府中線

二 指定する区間 小平市小川町二丁目千百二十九番十九地先から同所千二百四番五地内まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道所沢府中線
小平市小川町二丁目地内

延長 四四三・九九メートル
(電線共同溝予定名称 所沢府中・九号)



●東京都告示第六百五十号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、STAR ISLAND 2024が中止となった場合は、休場しない。

令和六年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 種類 橋りょう附帯施設（遊歩道）
- 二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設
- 三 休場日時 令和六年六月一日午後六時三十分から午後九時まで
同 月二日午後六時三十分から午後九時まで
- 四 理由 STAR ISLAND 2024の実施に伴う混雑及び事故防止のため

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年五月二十四日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

SOMPOケア ラヴィ 調布市仙川町三丁目二番九号
イレ仙川

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第176号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、令和6年5月10日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和6年5月24日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

警察署協議会 氏 名
警視庁東京湾岸警察署協議会 南 有 香
警視庁東京空港警察署協議会 牛 澤 優
警視庁池袋警察署協議会 鈴 木 正 孝
警視庁南千住警察署協議会 柳 啓 介
警視庁深川警察署協議会 鷹 野 り え

公 告

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和六年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり
別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
平成九年建設省告示第八百二号	府中市浅間町一丁目、天神町二丁目及び緑町二丁目地	令和六年三月十九日	西部公園緑地事務所
府中市都市計画公園事業第五・五	内	方整備局告示第百八号	
・一号府中の森公園			
平成二十五年関東地方整備局告示第八十三号	西東京市柳沢一丁目地内	令和六年三月十九日	西部公園緑地事務所
東京都市計画公園事業第五・五		方整備局告示第百十号	
・一号東伏見公園			

行 東 京 都
発 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二二）一〇一一（代）
郵便番号 163-8001
定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一（代）
郵便番号 101-0051